

令和8年度「後期高齢者医療制度関係書類送付用封筒」及び 「国民健康保険料関係書類送付用封筒」広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、令和8年度「後期高齢者医療制度関係書類送付用封筒」及び「国民健康保険料関係書類送付用封筒」に広告枠を設け、次のとおり募集します。

記

1 募集媒体

- (1) 後期高齢者医療督促状送付用封筒
 - (2) 後期高齢者医療催告書送付用封筒
 - (3) 後期高齢者医療共通（還付・充当通知等）送付用封筒
 - (4) 後期高齢者医療納付書等送付用封筒
 - (5) 後期高齢者医療所得申告書送付用封筒
 - (6) 後期高齢者医療特徴開始・停止通知書等送付用封筒
 - (7) 後期高齢者医療保険料決定通知書等送付用封筒（オンライン用及びバッチ用）
 - (8) 国民健康保険料決定通知書等送付用封筒（オンライン用及びバッチ用）
- ※すべての媒体への申し込みだけでなく、いずれかの媒体への申し込みも可能です。

2 用途

- (1) 後期高齢者医療制度の被保険者に対し、督促状を送付する際に使用
- (2) 後期高齢者医療制度の被保険者に対し、催告書を送付する際に使用
- (3) 後期高齢者医療制度の被保険者等に対し、還付通知書、充当通知書、お知らせ文書等を送付する際に使用
- (4) 後期高齢者医療制度の被保険者に対し、納付書、督促状、催告書を送付する際に使用
- (5) 後期高齢者医療制度の被保険者に対し、所得情報を把握するための所得申告書を送付する際に使用
- (6) 後期高齢者医療制度の被保険者に対し、特別徴収の開始あるいは停止をお知らせする文書等を送付する際に使用
- (7) 後期高齢者医療制度の被保険者に対し、保険料決定通知書等を送付する際に使用
(オンライン用とバッチ用で2種類の封筒になりますが用途は同一のため1枠となります。)
- (8) 国民健康保険の被保険者等に対し、保険料決定通知書等を送付する際に使用
(オンライン用とバッチ用で2種類の封筒になりますが用途は同一のため1枠となります。)

3 発行部数

- (1) 89,500 枚
- (2) 18,000 枚
- (3) 144,700 枚
- (4) 50,000 枚
- (5) 18,000 枚
- (6) 56,300 枚
- (7) 539,300 枚
- (8) 894,900 枚

4 使用期間

- (1) ～ (7) 令和8年7月1日～令和9年6月30日
- (8) 令和8年6月1日～令和9年5月31日

※在庫状況によっては上記期間以降も使用する場合があります。

5 広告スペース等

- (1) 掲 載 面：封筒の裏面（別紙参照）

スペース：縦65mm×横195mm

枠 数：1 枠

色 数：1 色（黒）

- (2) 掲 載 面：封筒の裏面（別紙参照）

スペース：縦65mm×横195mm

枠 数：1 枠

色 数：1 色（黒）

- (3) 掲 載 面：封筒の裏面（別紙参照）

スペース：縦65mm×横195mm

枠 数：1 枠

色 数：1 色（青）

- (4) 掲 載 面：封筒の裏面（別紙参照）

スペース：縦65mm×横155mm

枠 数：1 枠

色 数：1 色（紫）

- (5) 掲 載 面：封筒の裏面（別紙参照）

スペース：縦65mm×横195mm

枠 数：1 枠

色 数：1 色（黒）

(6) 掲載面：封筒の裏面（別紙参照）

スペース：縦 65mm×横 195mm

枠 数：1 枠

色 数：1 色（青）

(7) 掲載面：封筒の裏面（別紙参照）

スペース：縦 65mm×横 195mm

枠 数：1 枠

色 数：1 色（緑）

(8) 掲載面：封筒の裏面（別紙参照）

スペース：縦 65mm×横 195mm

枠 数：1 枠

色 数：1 色（青）

※広告掲載箇所付近に、次の文章を表記します。なお、文章については広告内容により変更されることがあります。

「以下は広告スペースです。広告内容に関するご質問は、広告に掲載された連絡先にお問い合わせください。」

6 広告掲載最低募集価格

(1) 金 26,850 円（税込）

(2) 金 5,400 円（税込）

(3) 金 43,410 円（税込）

(4) 金 15,000 円（税込）

(5) 金 5,400 円（税込）

(6) 金 16,890 円（税込）

(7) 金 161,790 円（税込）

(8) 金 268,470 円（税込）

※上記の広告料には、制作費（版下・デザイン）を含みません。

7 募集期間

令和8年3月12日（木曜日）から令和8年4月2日（木曜日）まで。

ただし、最終日の令和8年4月2日（木曜日）は正午までとします。

8 掲載できない広告

「大阪市広告掲載要綱」第4条、「福祉局広告掲載要領」第3条及び「国民健康保険事業等広報物にかかる広告掲載取扱基準」の第1の4に該当するものは、掲載できません。

（別添1、別添2、別添3参照）

9 広告表示内容に関する個別の基準

具体的な表示内容等については、福祉局生活福祉部保険年金課が「国民健康保険事業等広報物にかかる広告掲載取扱基準」の各項目に基づいて、広告掲載の可否について判断します。

その結果、内容の訂正・削除等が必要な場合には、その旨を広告主に依頼することとし、依頼を受けた広告主は、正当な理由がある場合以外は、訂正・削除等に応じなければならないこととします。

10 申込方法

(1) 提出物

ア 福祉局広報印刷物広告掲載申込書

複数枠を申し込まれる場合でも申込書は1枚のみ提出してください。

イ 広告原稿

アに添付してください。

(2) 提出方法

募集期間内に持参もしくは郵送により提出してください。

持参の場合は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の午前9時から午後5時30分まで(ただし、午後0時15分から午後1時までを除きます)。なお、最終日の令和8年4月2日(木曜日)は正午までとします。

また、郵送の場合は、令和8年4月2日(木曜日)正午必着とします。

(3) 提出先

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所4階
大阪市福祉局生活福祉部保険年金課(保険グループ)

11 広告主の決定方法及び広告原稿の入稿

応募した媒体ごとの最低募集価格以上の広告掲載料金を提示した者のうち、各媒体の広告掲載料金の合計で、最も高い金額を提示した者を広告主候補として、提出された申込書及び広告原稿について審査を行い、広告主を決定します。

ただし、広告主からの広告が、掲載できない広告(上記「8掲載できない広告」に規定するもの)に該当する場合は、申込みは無効として、広告掲載料金で次点につけている者を順次繰り上げて広告主候補として審査を行います。

なお、最も高い広告掲載料金による申込みが複数ある場合には抽選により決定します。

審査の結果、広告掲載の採用もしくは不採用の旨を記載した決定通知書を送付します。

また、広告主は応募した媒体の広告原稿を、広告主決定後2週間以内に、データにて入稿してください。

12 広告料の納付

広告主決定後、福祉局生活福祉部保険年金課から広告主あてに納入通知書を送付しますので、納入通知書裏面に記載されている金融機関等において、指定された納付期限までに一括納付してください。

なお、納付された広告料は原則として返還しません。

13 広告の承認の取消しなど

広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載期間中であっても、その掲載を取り消します。

- (1) 本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき。
- (2) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき、又は社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 指定する期日までに広告料の納付又は原稿の提出がないとき。
- (4) 福祉局生活福祉部保険年金課の業務上やむを得ないとき、その他特に必要と認めるとき。

14 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとします。

15 お問い合わせ先

大阪市福祉局生活福祉部保険年金課（保険グループ）

電 話：06-6208-7996

F A X：06-6202-4156